

令和 7 年 5 月 29 日（木曜日）

美里町議会全員協議会会議録

美里町議会全員協議会

令和7年 5月29日（木曜日）

出席議員（13名）

1 番	赤 坂 芳 則 君	2 番	平 吹 俊 雄 君
3 番	吉 田 二 郎 君	4 番	山 岸 三 男 君
5 番	柳 田 政 喜 君	6 番	伊 藤 牧 世 君
7 番	藤 田 洋 一 君	8 番	櫻 井 功 紀 君
9 番	鈴 木 恵 悦 君	10 番	前 原 吉 宏 君
11 番	佐 野 善 弘 君	12 番	村 松 秀 雄 君
13 番	鈴 木 宏 通 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長 部 局

町	長	相 澤 清 一 君
副 町	長	須 田 政 好 君
総 務 課	長	佐 野 仁 君
防 災 管 財 課	長	阿 部 伸 二 君
防 災 管 財 課 課 長 補 佐		櫻 井 紳 司 君
会 計 課 会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長		中 川 由 華 君
企 画 財 政 課 長		小 林 誠 樹 君

議会事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	伊 藤 博 人 君
事務局次長兼議事調査係長	須 田 真喜子 君
主 事	佐 藤 理 子 君

議事日程

令和7年5月29日（木曜日） 午後1時55分 開会

第1 開 会

第2 議長挨拶

第3 説明及び意見を求める事項

1) 旧中塚小学校跡地の地中埋設物への対応について

2) 公金の債券運用に関する取組について

第4 その他

第5 閉 会

午後 1 時 5 5 分 開会

○議長（鈴木宏通君） ただいまから全員協議会を開きたいと思います。

議会では、昨年に引き続き環境省が取り組む2050年ゼロ実現に向けて推進している脱酸素につながる新しい豊かな暮らしをつくる国民運動、通称デコカツの趣旨に賛同し、5月1日からクールビズを軽装としてネクタイ及び上着の着用をしなくてもよいことにしたいと思っております。クールビズの期間は9月末までですので、皆様、御承知おきのほどお願いいたします。

では、座って進めます。

本日、町長からの説明及び意見を求める事項は2件でございます。

本日の全員協議会、1名遅れて来るということでございます。

ただいまから会議を始めます。

なお、傍聴の申出がありましたので、これを許可しております。

最初にまず、町長から御挨拶をいただきたいと思います。

○町長（相澤清一君） 大変御苦労さまでございます。

今日は全員協議会を開催していただきました。田植も順調に終わり、今年の田植は何かやりがいのある田植でなかったのかなとそう思うところでございます。

本日は、議長のお取り計らいにより議会全員協議会を開催していただき厚く御礼申し上げます。

本日、議会全員協議会で御説明申し上げますのは、1点目は、旧中塚小学校跡地の地中埋設物への対応について、2点目は、公金の債券運用に関する取組についてでございます。

初めに、1点目の旧中塚小学校跡地の地中埋設物への対応について御説明申し上げます。

令和6年12月5日、株式会社T T Kから、令和5年6月に売買契約を締結した旧中塚小学校跡地において地中埋設物を発見したとの報告を受けました。

現在は株式会社T T Kで除去作業を進めながら、事務所の建設工事を進めている状況であります。

本日は、地中埋設物が発見されてから現在までの状況報告と今後の対応について、その内容を御説明申し上げるものであります。

詳細につきましては、後ほど防災管財課長から御説明申し上げます。

次に、2点目の公金の債券運用に関する取組について御説明申し上げます。

これまでの低金利環境から一転し、金利が上昇傾向にある中、基金現金の有効活用を図るた

め、その一環として債券運用の環境整備に取り組んでいるところであります。

本日は、債券運用に当たっての基本原則や運用の考え方など、本町における債券運用の今後の取組について御説明申し上げます。

詳細につきましては、後ほど会計管理者から御説明申し上げます。

議員皆様の御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木宏通君） ありがとうございます。

それでは、出席者の紹介を総務課長よりお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） お疲れさまでございます。

1 点目、旧中塚小学校跡地の地中埋設物への対応について、担当課の職員を紹介させていただきます。

防災管財課長の阿部伸二でございます。

○防災管財課長（阿部伸二君） 阿部と申します。よろしくお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 同じく防災管財課課長補佐櫻井紳司でございます。

○防災管財課長補佐（櫻井紳司君） 櫻井です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 以上となります。

○議長（鈴木宏通君） ありがとうございます。

それでは、早速 1) 番、旧中塚小学校跡地の地中埋設物への対応について、説明を求めます。
では、防災管財課長。

○防災管財課長（阿部伸二君） 防災管財課の阿部と申します。

本日は議会全員協議会を開催していただきまして厚く御礼申し上げます。

旧中塚小学校跡地の地中埋設物への対応について、資料を基に説明させていただきます。すみません。着座にて説明お許しください。

1 の経緯でございますが、令和 6 年 12 月 5 日に株式会社 TTK から連絡があり、建設工事が始まり掘削をしていたところ、地中埋設物が発見されたとの報告を受けました。職員が現場で立ち会ったところ、コンクリートガラ等、基礎らしきものという部分の地中埋設物を確認いたしました。

現在のところ、地中埋設物は敷地内 6 か所から発見されており、別紙箇所図、お手元の資料写真とあと箇所図のほうつけておりますけれども、箇所図の①、②については令和 6 年 12 月 5 日、③は令和 7 年 2 月 7 日、④は令和 7 年 2 月 27 日、⑤は令和 7 年 4 月 4 日、⑥は令和 7 年 4 月 7 日にそれぞれ現場で立会いをさせていただきながら確認してございます。

この埋設されているコンクリート等については、旧中埕小学校解体時に地中の基礎等を全て除去しなかったものだと考えてございます。

2の今後の対応といたしまして、現在6か所の地中埋設物を確認しておりますが、今後も掘削した際に地中埋設物がさらに発見された場合には、その都度現場にて確認を行い、除去費用の見積書などを株式会社TTKから頂戴しながら、最終的に掘削工事が終わった段階、この建築工事、事務所の建築なんですけれども、この工事が終わった段階で除去費用を確定させていただき、町が補償を行いたいと考えてございます。

旧中埕小学校跡地の地中埋設物への対応につきまして説明させていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木宏通君） ただいま説明をいただきました。皆様のほうから意見、質問等ありましたら。1番赤坂議員、マイク。

○1番（赤坂芳則君） 1つは、その現場、実は私も暮れあたりに、議会の懇談会終わっている意見が出たので、中埕跡地あの周辺を歩いたときに、ちょうどこの現場見たんです。これすごいなと思ったんです。これだけ大きいコンクリートの、言ってみれば埋まったままなっている。これももともとはこの場所、どういうふうな状態になっていたというのは分からないんですか。

○議長（鈴木宏通君） 防災管財課長。

○防災管財課長（阿部伸二君） 赤坂議員の御質問にお答えさせていただきます。

この中埕小学校につきましては、昭和24年3月に旧木造の校舎でスタートしまして、昭和37年3月に鉄骨造りの1つ前の校舎で学校として使われていたものです。

特に建物が建っていない場所から、いわゆる校庭、運動場からこういったコンクリートが埋設されている部分、発見されているもので、小学校以前の仕様がどういう形態だったかというのは町のほうでは把握してございません。

○議長（鈴木宏通君） 赤坂議員。

○1番（赤坂芳則君） 場所的に今、6か所示されているんだけど、例えば建物だったとすると、こんなにばらばらにはなっていないはずなんだよね。だから建物も過去の建物が何か所かになっていて、それを結果的にはその基礎部分を撤去しないでそのまま埋め戻したということなんですよ、多分ね。これかなり遡ると根が深いんでないかと思うんですよ。その辺はどの辺まで把握しているんですか。今の説明だと27年の3月に鉄骨造りに替えたということなので、（「37年」の声あり）37年（「3月」の声あり）3月。だからその前の木造のときには

何もないはずだよね。だから、これの前の建物を解体したときはどういうふうな跡の確認をされたのかな、その辺は。

○議長（鈴木宏通君） ただいま柳田議員が到着し、参加しております。町長。

○町長（相澤清一君） ここは中塚小学校のもちろん跡地でございます。⑤のあたりが校舎という事になって、木造ですけれども。それ以前のことは担当課も調べたようですけれども、私も多分柳田君も佐野議員も分からないと思います、正直言って。どこに何が建っていたのか。昔何にこの土地を活用したのかということは、いろんなことをひもといても分からないというのが現状であります。昔はやはりそのようなこともある面では許容範囲ということで許された時代でございますので、そういう面で地元の建設業者が埋め戻したか、ほかどなたか来てやったか、それはしっかりと分かりませんので、調べようがないというのは現実でございます。申し訳ございません。本当にこれ以上のことはなかなか私たちには分かり知れませんので、お願いします。

○議長（鈴木宏通君） 赤坂議員。

○1番（赤坂芳則君） それ以外の箇所は出ないという確認でいいんですか。まだ決定でないから、どこから何が出てくるか分からないということですか。

○議長（鈴木宏通君） 防災管財課長。

○防災管財課長（阿部伸二君） こちら今、T T Kの社屋のほう、駐車場等も外構工事もやりながら建設工事中であります。T T Kの工事期間については、令和6年12月2日から令和7年10月31日まで工事が続くと。今、現場に何回かお邪魔させていただいて、進捗のほうはほぼ掘削の工事は終了している。ただし、この土地の北側、ちょうど町道の拡幅工事が令和7年度に予定されておる箇所でございますが、こちらの町道の拡幅工事の進捗と併せて最終的に掘削工事も終了するというスケジュールのようですので、建設課にこちらの町道の工事の部分、予定を聞きましたが、6月中に発注業務をかけて7月、8月くらいまで、8月のお盆過ぎくらいまでU字溝の設置をしていきたいという回答でしたので、その旨をT T Kにもお伝えして、そのU字溝の設置が終わればT T Kがフェンスを建てたり、外溝の工事をするんですけれども、そのU字溝に合わせながら工事を進められるので、大体8月末、もしくは9月上旬くらいには掘削についての、例えばコンクリートガラが今回これだけ埋設物が出たというのは確定するものと考えてございます。

○議長（鈴木宏通君） よろしいですか。

最初にまずもって、この図面ありますよね。まず皆さんの認識を同じように持っていただく

ために、今、数字で打ってある場所それぞれありますけれども、もともとの校舎の位置というのが③と④の間ですよね、⑤番にも体育館なんかもあったと思うんですが、ちょっとその認識だけ皆さんに教えていただけますか。

課長補佐。

○防災管財課課長補佐（櫻井紳司君） それでは、私のほうから説明させていただきます。

こちらの別紙箇所図につきましてなんですけれども、旧中埴小学校の校舎があった位置的には③と④の間ぐらいになっておりまして、③の左側には昔の給食棟といわれたものがございました。また⑤付近につきましては、こちらは屋内運動場ということで、いわゆる体育館があったという形になっております。それでその⑤、体育館があったさらに南側のほうにはプールがあったという形になっております。

以上になります。

○議長（鈴木宏通君） ちなみに、①番、②番には、建物は前の校舎の時点ではないという認識でよろしいですね。（「はい」の声あり）はい。では、櫻井課長補佐。

○防災管財課課長補佐（櫻井紳司君） ①と②につきましてはございません。

○議長（鈴木宏通君） ということで、質疑を受けます。伊藤議員、マイクをお願いします。

○6番（伊藤牧世君） 私のほうから2点なんですけど、まず初めに、受渡し時の契約確認、通っているところと、また町の補償についてなんですけれども、そういったところで除去費用を町で保証するといった場合、それは100%保証するという形を取っていくのか、またどの程度が見込まれているのか、お分かりでしたらお願いいたします。

○議長（鈴木宏通君） 防災管財課長。

○防災管財課長（阿部伸二君） 今まさに掘削工事が進行中のところで、そういった部分も買主であるTTKと協議をしている段階でございます。細部も含めて、今後決まりましたら、皆様には御説明させていただきたいと思いますが、基本的には契約書の中で、今回契約書の中の16条に契約不適合による修補請求等の条項がございます。この辺がTTKとどういう形で話合いが進められて、どういう形の決着になるかというのは、今後進めていく内容になっております。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤議員。

○6番（伊藤牧世君） もう1点なんですけれども、先ほどの工期と町道拡幅工事の日程等教えていただきました。この工期に関して、この地中埋設物が出たことによって、工期が例えば延長せざるを得ないとか、そういった中身に影響しているのかどうか、お願いいたします。

○議長（鈴木宏通君） 防災管財課長。

○防災管財課長（阿部伸二君） 工期の部分については予定どおりということで、影響は軽微と
いいですか、直接的なスケジュールに影響は及ぼしていないと伺ってございます。

○議長（鈴木宏通君） ほかにありますか。山岸議員。

○4番（山岸三男君） 先ほど町長からあまり広過ぎて分からないというようなことが相当ある
ということだったんですけれど、今の説明では。私の記憶では給食棟がありますけれども③、
それと⑤は昔は体育館があって、そのあとプールもあったと。これらの解体、もう全部解体さ
れているんですけれども、③の給食棟あったときはその以前の廃棄があったものなのか、あと
⑤についてもプールがありました。プールの後の残骸なのか、その前の残骸なのか、その辺分
かります。

○議長（鈴木宏通君） 防災管財課長。

○防災管財課長（阿部伸二君） ただいま給食棟、プール等のその解体したのは校舎とはまた別
で、令和に入ってから解体、令和2年に解体しているものです。給食棟及びプール等ですね。
基本的に解体工事の発注の場合は、建物の基礎部分、もうすべからく撤去するという形で工
事は発注しておりまして、その確認もしているところです。

今回、こういう形で建物がなかった場所からも一定数、校庭部分であったりそういったところ
から出ているというところを考えると、やはりちょっとその以前、何かしらの形で使われ
ていた部分の基礎部分が残っているのではないかとこのところ考えてございます。

○議長（鈴木宏通君） 山岸議員。

○4番（山岸三男君） 今の話を聞くと、かなり相当の前の話、もう何十年も前の何回か建物造
っては解体、造っていった経過があるんだと思いました。

もう1点、①と②、①は少し今は平たんだけでも築山みたくなっていましたよね、板碑が建っ
ていましたよね。記念史だか記念碑。あれがあったのも、結局、基礎工事みたいな瓦礫という
よりも何というか。これも相当年数前に設置された部分が今回、平らにすることで出てきたと
いうことなんでしょうけれども、それであとは、今回の売買したときの契約、これ今回はちょ
っと私調べたら、契約不適合責任ということで町がその責任を負うという形になるんだろうと
思うんですけれども、そのときに契約には免責特約というのがあるんだそうですね。そういう
免責特約みたいな契約はされていなかったのかどうか、その辺は。

○議長（鈴木宏通君） 防災管財課長。

○防災管財課長（阿部伸二君） 今議員さんおっしゃるような免責の特約条項は、今回の契約に
はついてございません。

○議長（鈴木宏通君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかにありますか。（「いいです」の声あり）

なければ、以上ということでよろしいですか。（「はい」の声あり）

では、旧中塚小学校跡地の地中埋設物への対応については、以上といたします。

では、説明員の交代をお願いいたします。

では、そろいましたので再開をいたします。

2）番、公金の債券運用に関する取組についてに入ります。

それでは、総務課長、出席者の紹介をお願いします。

○総務課長（佐野 仁君） 2点目でございます。

公金の債券運用に関する取組について、説明者の紹介をさせていただきます。

会計管理者兼会計課長の中川由華でございます。

○会計管理者兼会計課長（中川由華君） よろしくお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 企画財政課課長の小林誠樹でございます。

○企画財政課課長（小林誠樹君） よろしくお願いします。

○総務課長（佐野 仁君） 以上となります。

○議長（鈴木宏通君） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

では、早速説明を求めます。よろしくお願いいたします。会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（中川由華君） 本日お時間をいただきましてありがとうございます。

会計課の中川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

早速ではございますが、公金の債券運用に関する取組について御説明を申し上げます。

資料1 ページ目を御覧ください。

初めに、地方自治法等では、最も確実かつ有利な方法での資金運用が求められておりますが、これまでの美里町の資金運用は、よりリスクの少ない方法として、基金に属する現金を定期預金にて運用してまいりました。

令和6年3月のマイナス金利政策の解除など近年の金融政策の転換を受け、金利が上昇傾向にあることから、美里町においても基金に属する現金について、より有効で確実な手段として、債券による運用の検討を進めてまいりました。

検討を進める中で、公金の原資となるものはそもそも住民の皆様の税金であり、運用の適法性や妥当性、そして議会、住民の皆様への説明責任が重要であるという認識のもと、効率的かつ最低限のリスクで運用するためのルールがないなどの課題があることから、まずは運用対象

や運用方法、リスク管理などを定めた債券運用指針を新たに整備し、併せて関係条例や規則の見直しを含めた制度全体の構築を進めてまいりました。

資料2 ページ目をお開きください。

資料2 ページ、美里町で債券運用を行うに当たっての主な課題についてでございます。

課題1、運用におけるルールが未整備。

地方自治法第235条の4では、最も確実かつ有利な方法による資金運用が求められておりますが、具体的な運用対象や範囲については自治体の判断に委ねられており、統一的なルールが存在しない現状であります。現在、美里町には債券運用を想定したルールがないことから、職員の判断が不安定になりうることが考えられます。

課題2、運用対象やリスクへの理解不足。

債券価格の下落や途中売却時の評価損リスクが生じるのではないかという不安感、また運用対象の明確化や信用格付を基にした安定的な運用への理解不足、満期保有を原則とした運用や銘柄選択、分散運用等のリスク回避方法など、そもそもの債券の仕組みを詳しく知る必要がございます。

課題3、透明性と説明責任。

公金による債券運用に対する適法性や妥当性などの説明責任が求められるのは必然であります。債券ということで、公金の投資と誤解されるなど、住民の皆様からの懸念や批判を招く可能性もあることから、公金の運用の目的は、あくまでも運用益を住民生活へ還元することであることを説明する必要があると考えております。

資料3 ページをお開きください。

債券の主な種類と債券格付の概要でございます。

先ほど申し上げました課題解消に向け、まずは運用対象やリスクヘッジを考えた上で、資料のとおり、破線で囲んだ部分を運用対象に想定いたしました。

国内債のうち、国が発行する国債、地方公共団体が発行する地方債、政府関係機関等が発行する特別債などの公共債、それに加えて、電力会社やN T Tなど一般事業会社が発行する普通社債の民間債を想定いたしました。

また、債券の格付でございますが、債券の格付とは、その債券の発行体が利息や元本を償還までに予定どおりに支払うかどうかの信用度を、第三者である格付機関が銘柄ごとに評価して記号で表したものです。

評価の一番高い格付がトリプルA、その次がダブルA、シングルAと続きます。

一般的にトリプルB以上が投資適格格付とされ、ダブルB以下は投機的格付とされます。

格付は、発行体の信用度の変化等によって債券の発行後に変更される場合があります。

この格付の変更に伴って、市場価格も変更するのが一般的となります。

格付が下がれば市場価格も下がる可能性が高いといえますので、美里町が運用の対象とするのは、投資適格とされる格付の中でもシングルA以上であるものを対象に想定をしております。

これらの中身は債券運用指針の中に明記する予定でございます。

4 ページをお開きください。

こちらは運用時におけるリスクとリターンのイメージとなります。

運用益を大きく求める場合は、それに伴うリスクも大きくなります。海外債券などは特に世界情勢により大きく変動する可能性があります。

美里町の債券運用は一般的なリスク投資とは異なり、まずは元本の安全性と収益性の両立を図ることを目的としていますので、格付の高い国内債券での運用を行っていきたいと考えております。

国際利回りの推移を見ていただいて分かるように、それでも、現在は1%を超える利回りが見込める局面であり、運用を始める好機と言えます。

5 ページをお開きください。

債券運用のケーススタディでございます。

実際に、1億円を表のような利回りで5年間債券運用をした場合ですが、破線で囲んだ部分が現在の利回りに近いところになります。1%の利回りで年100万円、5年間の運用で500万円の利息が見込めることになります。この運用収益を一般会計等に繰り入れることで、教育、福祉、公共施設整備などの住民サービスの充実に活用できると考えております。

次に、ラダー方式による債券運用・分散投資についてでございます。

投資に係る業界では、卵は1つのカゴに盛るなというリスク分散が常識のようでございます。このラダー方式もその1つとなります。

ラダー方式とは、異なる満期年限の債券を組み合わせることで、定期的な償還と再投資を可能にする運用手法になります。

例えば、満期までの残存期間が1年から5年までの債券を1億円ずつ購入することで、毎年1億円が償還され、再投資のサイクルが構築されることになり、金利リスクの平準化が図れることになります。

6 ページをお開きください。

基金積立ての現状と一括運用についてでございます。

債券の運用は、必要に応じて定期運用基金を除いた各基金に属する現金を集約し、一括運用ができるようにしたいと考えております。

一括運用により生じた償還差益を各基金の運用額に応じ、一定のルールで案分することで、今まで運用にのらなかった少額の基金であっても効果的な資金運用をすることが可能になり、また事務の効率化にもつながると考えております。

これらを踏まえた上で、債券運用に向けた環境整備を次のように実施いたします。

整備１、基金設置条例等の一部改正。

一括運用を行うために必要な債券運用の規定がない基金条例等の一部改正が必要となりますので、議会６月会議に議案提案をさせていただいております。

美里町国民健康保険事業財政調整基金条例、美里町ふるさと・水と土保全基金条例、そして美里町ふるさと応援寄附金条例に、基金に属する現金は必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができるの文言を追加する改正をお願いしております。

整備２、財務規則の一部改正。

財務規則に基金の運用について、基金に属する現金は指定金融機関等への預金、国債証券、地方債証券、その他の証券の買入れ等の確実な方法により運用しなければならないの文言を追加し、さらに具体的な債券運用の取扱いを別途定めた運用指針に委託する旨を加えます。

整備３といたしまして、美里町債券運用指針の新規制定を行います。

７ページをお開きください。

新規制定を行う美里町債券運用指針の概要についてでございます。

制定するに当たり、以下７点について明記したいと考えております。

１つ目、基金に属する現金を債券で運用する際の基本原則や手続を定めること。

２つ目、安全性、流動性、収益性の３つを債券運用の基本原則に設定すること。

３つ目、購入した債券は満期保有を原則とする一方、一定の条件下では途中売却も可能にすること。

４つ目、運用対象は、日本国債や地方債など信頼性の高い債券に限り、信用格付がシングルＡ未満に下がったものなどは運用対象から除外すること。

５つ目、複数の基金の一括運用を可能とし、少額な基金であっても効果的な運用を可能にすること。

６つ目、運用期間はおおむね１０年を上限とし、購入価格は額面以下を原則とすること。

7つ目、償還差損益や経過利息の処理方法も定め、収益性の評価や記録の整備をすること。

このほかに必要な事項については、町長との協議を経て、会計管理者が別に定める補足を加えます。

以上が、美里町における公金の債券運用に関する取組について、その考え方や具体的な取組の内容の御説明とさせていただきます。持続可能な財政運用の観点からも御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木宏通君） 以上、説明をいただきました。皆さんから意見、御質問等あれば。伊藤議員、マイクをお願いします。

○6番（伊藤牧世君） お伺いいたします。

条例の一部改正等は6月会議を予定しているということでした。それに当たって、運用指針の決定なんですけれども、いつ、どのようにして行われていくのか。これに今、1から7以外に関しては町長と協議をし、定めていくというところのお話だったんですが、どのような形をとられていくのか、お願いいたします。

○議長（鈴木宏通君） 会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（中川由華君） 答えいたします。

6月議会で条例改正のお認めをいただいた後に、財務規則の文言の追加変更を行います。それに合わせて、運用指針のほうの策定、つくってまいりたいと考えております。運用指針につきましては、速やかに作成のほうしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木宏通君） ほかにありませんか。山岸議員。

○4番（山岸三男君） まず今、説明いただいたので、おおよそのことは理解はできましたが、まず1点目、先ほどの5ページの7、債券運用ケーススタディの中で、1億円を5年間運用するときに、その他500万円は収入になる。でもこれは税引きの500万円だって、税金じゃなくて税の前ですね。これ500万円、例えば税金引かれると、税金でこれ何%くらい引かれることになるのか。それが1点です。

○議長（鈴木宏通君） 一つずつ。

○4番（山岸三男君） 一つずつですか、お願いします。分かりませんか。分かればなのでいいです。ではもう1点。

○議長（鈴木宏通君） 山岸議員。

○4番（山岸三男君） 一応ケーススタディですから、1億円を運用する、使いたいというんで

すけれども、その中で資金運用するときには6ページの9番、ここに7年度現在高見込額のうちで財政調整基金、あと国民健康保険と介護保険、基金が36億7,518万4,000円、これらから1億円を拠出して投資するという考え方なのか、それからもう1点は、今、美里町でも東北電力の株を保有しているはずですね、その時点で株を保有しているということは、年に配当として何%違うか分かりませんが、それは安定しているし、固定して配当金入るんですよね。この説明には、東北電力の株をむしろ買い増していった、その固定の配給を得ることも、そういうことは今回のこの考えにはなかったのかどうか。その辺、お尋ねします。

○議長（鈴木宏通君） 今回の基金の運用と今の株式のそこは多少違いますけれども、本来は。株式というところの取得についてお尋ねなんですけれども。会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（中川由華君） お答えいたします。

最初のケーススタディの中の税率、どのぐらいあるかというお話ですけれども、申し訳ございません。こちらについてはまだ、まずは運用になった場合にこういったものがあるというところで、実際に利息が入ってくるまでのところまでまだ計算等ができませんので、そちらのほうは申し訳ございません、こちらで答えを持ち合わせておりません。

○議長（鈴木宏通君） 1億円の。

○会計管理者兼会計課長（中川由華君） はい。ケーススタディ1億円の元手というのは、こちら今現在、美里町で保有しております基金を原資にすることになります。こちらの中からの運用ということを考えております。あわせて、株式ということなんですけれども、こちらは債券の運用でございますので、株式のところまではすみません、ちょっと考えてございませんでした。

以上でございます。

○議長（鈴木宏通君） 山岸議員。

○4番（山岸三男君） おおよその、今取組ということなので、その取組する課題がいっぱいここに列記してあります。これらのまず制度設計みたいなものをこの6月議会に出して承認得るみたいな話なんですけれども、この課題なども全部クリアというか整備を全部準備できて6月議会にという考え方でしたか。

○議長（鈴木宏通君） 会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（中川由華君） お答えいたします。

6月議会にお願いする予定にしておりますものは、あくまでもこちらの債券運用、会計管理者の権限で今も運用自体はできるんですけれども、そちらを明記するに当たって、必要な改正

をお願いするということになります。

○議長（鈴木宏通君） よろしいですか。ほかにありますか。前原議員。

○10番（前原吉宏君） まず2ページに、2番の債券運用における主な課題というものの課題の3番目、そのとおり税金なので運用益を町民生活へ還元することが運用の目的だと書いてありますね。この中で、この7ページに、12番資金運用に関する関係法令、自治法改めて読むと書いてあったんだと確認したんですけれども、その中で235条の4の中に、歳計現金という言葉が出てきます。これの計上の仕方をまずお伺いしたいんですね。歳入歳出予算の中でどういう形で記載されていくのかなと。教えてください。

○議長（鈴木宏通君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林誠樹君） お疲れさまでございます。

まず、議員御質問のとおり、7ページの歳計現金という部分なのですが、今回、基金現金と歳計現金を切り分けて運用したいと考えております。今日御説明しておりますのが、ここでいう歳計現金というよりはその基金に属する現金の運用をさせていただきたいということで、先ほど36億程度ある基金の中から運用していきたいというのがまず1点でございます。

予算書上の対応なんですけど、定期利息で今予算計上している年何%ぐらいで、利息見込んで、基本的にはああいった形になります。ただ一つ違いますのが、債券購入をしますので、売却益、利率とか、最終的な満期になったときに償還差損差益というのが出てまいりますので、この処理については別途、そのケースに応じて運用指針の中で定める取扱いをして、予算計上をさせていただきたい、あるいは決算計上をさせていただきたいと考えてございます。

○議長（鈴木宏通君） 前原議員。

○10番（前原吉宏君） ということは、7ページの11番の運用指針の概要の中にも載っていないんですけれども、その中に入ってくると理解していいわけですね。

○議長（鈴木宏通君） 前原議員。

○10番（前原吉宏君） 大きくなんですけれども、次期総合計画、総合戦略、今までは載ってなかったと私は思っているんです。次また3期が始まります。また財務諸表等にもこれらの部分はちょっと私は見当たらないのかな、私の目ではですよ。なので、これについてもしっかりと町民の目に見える形で計上する方向、また報告できる方向で考えてもらいたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木宏通君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林誠樹君） ただいまの御質問のとおり、私どももこれから運用の経験を積

みながら、先ほども会計管理者が申しましたとおり、あくまでも住民福祉の向上のためにこれを使っていくんだというところで、債券運用の結果も皆さんにお示しできるような形で対応してまいりたいと考えてございます。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木宏通君） ほかにありませんか。柳田議員。

○5番（柳田政喜君） 御苦労さまでございます。

基本的に難しいこと、正直言って私経験がないのでよく分からないんです。ただ単に心配しているのが、ある程度利益が出せるようになるんでしょうけれども、町の体制として、何人でどういう体制でこれを運用する体制を構築するのか。要は、それがきちんと費用対効果として、人件費とかいろいろ差し引いてもプラスになるのかというのがやっぱり心配なんですけれども、その辺はどのように考えているんでしょうか。

○議長（鈴木宏通君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林誠樹君） お答えいたします。

運用体制でございますけれども、今回は現行の人員で運用をしていきたいと考えております。これまでも運用はしております。ただ、運用先が異なってくるという形で御理解をいただければと思います。これまでは定期預金という形で定期をお預けする形だったんですけれども、そのお預けする形を国債という債券にお預けする形になりますので、基本的な体制については、現行の体制の中で実施をしていきたいと考えてございます。

○議長（鈴木宏通君） 柳田議員。

○5番（柳田政喜君） そういった中で、要は職員の負担、要はこういうふうに仕事の量が増えてきたから1人増やさなきゃいけないとかそういうことなく、現行のままでいけるのか。それと同時に、こういう案件というのは、人が少なければ、正直言って見落としだったり、いろんなミスが発生しやすい、多ければ手続に時間がかかりやすいという部分が出てくると思うんですよ、どこでもね。いろんな書面上に判こをもらわなきゃ何もできないとかという形になってきますので、最後はね。そういう部分はどのように考えているのかを、併せてお願いします。

○議長（鈴木宏通君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林誠樹君） お答えをいたします。

基本的には、繰り返しになりますが、現人員体制での運用になってくるのかなと思っております。これがもっとも基金残高が多くて、例えば基金現金が今35、6億円なんですけど、これが100億円あるとか200億円となってもっとも運用が変わってくると、大分体制も変わってくると思うんですけれども、今回私どものこの債券運用については、基本、満期保有という

のを原則にしますので、満期まで保有して償還差益を受け取るという形にしたいと思います。これが議員御心配しているように、途中での売却をやって運用益を上げようとしますと体制をとっていかなくちゃいけませんし、また専門的知識とか人員が必要になってくるんですけども、そこまでリスクをかけないで、安定して運用するためには満期保有という大原則を置いて、現行の中でやっていこうと考えてございます。

もう1点、書類等の整備については、同じように台帳をきちんと置くこと。あとは現行の法律の中で、実はルールがなくても運用できてしまいます。これは会計管理者の権限がありまして、ただ昔と違って、やはり収入役の特別職の時代と違って、今一般職が担っているものですから、一定のルールを決めて、誰が担当になっても同じ処理ができるような形での運用指針を定めていきたいと考えてございます。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木宏通君） ほかに。赤坂議員。マイクを下さい。

○1番（赤坂芳則君） 1点は、うちもインターネット上でほとんど証券会社から毎日100件ぐらいのお誘いのメールが入るんです。それだけ債券市場というのがかなりにぎわってはいるようなんですが、ただもう一面危険もあるということも言われているので、これについて、国債だから多分大丈夫かと思うんですが、確実に国債だからずっと上がり続けるかどうかというやつはどう考えているんですかね、下がることはないんですか。（「下がるよ」「この間、ギリシャでも危ないと言ってた」の声あり）

○議長（鈴木宏通君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林誠樹君） お答えをいたします。

今、利率が上昇していますので、いろんな情報が入ってくるんですけども、先ほどの柳田議員の御質問の回答になってしまいますが、今回債券運用と言いながら、購入したものは満期まで保有をいたします。満期まで保有をいたします。満期保有ということは、元金満額戻ってきますし、額面にある利率が入ってきます。議員、多分御心配されているのが、途中での、満期前に売却をしたり、売り渡したり、買い取ったりというのを繰り返しますと、運用差損とか差益というのが出てまいりますけれども、そういったことは今回想定はしてございません。途中売却をすると仮になったときは、金融商品、定期預金などと違ってペイオフのような保証がございませんので、例えば、証券会社が何かあって倒産しそうだとか、そういったときは売却をしますけれども、基本的には満期保有を原則に運用していきたいと思っておりますので、そういったリスクは比較的低くなってるのかなと考えております。

○議長（鈴木宏通君） 赤坂議員。

○1 番（赤坂芳則君） 元本を保証されるからいいということで、それはある程度、基礎的な安心感はあるにしても、世の中、今非常に上がり下がり激しくて、アメリカの大統領替わってから株価が上がったり下がったり、非常に上下しているわけですよ。だからそんなことで、もしかしたら元金も危なくなる心配もないのかなと思ったりもしているのね、一つはね。それは大丈夫なのね、念を押しますが。

○議長（鈴木宏通君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林誠樹君） お答えをいたします。

国債でございますので、額面どおりの満期になれば戻ってくるというのが商品としては保障されているところかと思えます。ただ、その発行体が例えば倒産をしたとかそういったところまで大丈夫かと言われますと、そのリスクはどの商品においてもこれはあると思っておりますので、運用については。その国債の発行される条件をまずは満たしていただくということでリスク管理はしていきたいと考えております。

○議長（鈴木宏通君） 赤坂議員。

○1 番（赤坂芳則君） 6 ページの一応、末の残高見込額書いてあるわけけれども、これらについて全部ではないでしょう。この中の一部を運用するか、それとも全額ということですか。そしたら使うのがなくなるんじゃないかと思って。

○議長（鈴木宏通君） 会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（中川由華君） お答えいたします。

全額は考えておりません。初めてする債券運用ということもございますし、35億円あるうちのまずは10億円ぐらいを運用にしてみたいと考えております。

○議長（鈴木宏通君） 企画財政課長。

○企画財政課長（小林誠樹君） ちょっと補足をさせていただきますと、他の状況などを入れますと、地元の指定金融機関である七十七銀行にもちょっと情報を入れていただいているんですが、大体基金30億円ぐらいあると3分の1ぐらいを運用に回している市町村が多いそうです。私ども36億円ほどありますので、まずは10億円程度と考えてございますけれども、先ほどの1億円の例で言えば500万円ですので5,000万円という形になります。そうすると、一定程度ソフト事業などにも使えてまいりますので、そういったところを想定しながら、今後、町長と協議を踏まえまして、実際の購入額を精査していきたいと考えてございます。

○議長（鈴木宏通君） ほかにありませんか。（「なし」の声あり）

ないようですので、以上で町長からの説明及び意見を求める部分の公金の債券運用について

の取組についてを以上といたします。

では、説明ありがとうございました。

次に、その他に入ります。伊藤牧世議員から皆様に後期高齢についての報告をお願いいたします。

○6番（伊藤牧世君） 宮城県後期高齢者医療広域連合議会の報告をしたいと思います。

5月20日付で会議録が上がってまいりました。

令和7年1月27日に議会全員協議会、令和7年2月6日に令和7年第1回の定例会を行っています。定例会の中では、令和7年度の一般会計予算及び特別会計予算並びに令和6年度一般会計補正予算、特別会計補正予算、条例の一部改正を含む11議案が原案どおり可決しております。また、議員提出議案としての条例の一部改正2議案も原案どおり可決いたしました。一般質問については5名が行い、2議案について反対討論がありました。

詳しくは、議員控室の議会図書にある広域連合議会ファイルにて御確認いただきたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（鈴木宏通君） 大変御苦労さまでございます。会議録等ございますので、それを御覧いただきたいと思います。

続きまして、団体補償会議について、事務局より説明をいただきます。

○主事（佐藤理子君） 事務局より御連絡します。

先日、団体補償制度傷害総合保険、けがの保険のパンフレット、毎年更新になるんですけれども、このパンフレットのほう、皆さんの文書箱に入れさせていただきました。

今現在加入されている議員、一部いらっしゃるんですけれども、今年度から新たに加入されたい方、また現在加入されている方でプランの変更ですとか脱退をしたいという方がいらっしゃいましたら、6月4日まで議会事務局の職員に御連絡をお願いいたします。

以上です。

○議長（鈴木宏通君） よろしいですか。山岸議員。

○4番（山岸三男君） そのまま継続するという人は。

○主事（佐藤理子君） 何もしなくていいです。（「黙っていていい」の声あり）

○議長（鈴木宏通君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

では、次に移りたいと思います。

私から連絡がございますが、まず、資料を配付させていただきます。

よろしいですか。皆さん、行きましたか。

皆様にお渡ししたのは、公立中学校跡地をスポーツ施設とするための陳情でございます。

陳情が提出されましたのは、5月8日。

提出していただきましたのは美里町サッカー協会会長渡邊恒夫氏より私のほうに送られました。

陳情の趣旨につきましては、小牛田中学校の跡地をスポーツ公園として整備をしてほしいという趣旨でございます。

陳情の理由につきましては、人口減少問題の解決に寄与したい。にぎわいの創出と情操教育の場としてスポーツ公園を理由に整備してほしいということになりまして、この陳情書には皆様のお手元にはないですけども、710名の署名が添えられて私のほうに提出されました。

この本件に関しましては、6月5日開催の議会運営委員会にその取扱いを諮問する予定であります。この陳情があったことを情報共有したいことから本日、皆様へこの内容を通知したいと思ひまして、皆様にお配りした次第です。

これについては、議運のほうで取り計らいを協議しますので、まず情報共有ということをお願いいたします。

以上です。

続きまして、副議長から連絡事項等ありますのでお願いいたします。

○広報広聴常任委員長（村松秀雄君） 広報広聴常任委員長としての連絡でございます。

○議長（鈴木宏通君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

○広報広聴常任委員長（村松秀雄君） では、再開をいたします。大丈夫ですね、資料皆さん、全員行きましたね。

これは広報分科会からの依頼でございます。

実は、皆さん何年も議員をやられていまして、一般質問した後に議会広報に載せるために原稿を提出するということは重々御存じだと思いますので、あまりくどくは言いませんので、よろしくお聞きいただきたいと思います。

議会だよりの原稿、我々議員の一般質問の原稿なんですが、ほかにも当然分科会の中での作業もございますので、これは一般質問ということで話をさせていただきます。

まず提出期限、皆さんの一般質問した原稿の事務局から渡されております用紙に注意事項等ありますので、まず日にちを厳守してお願いしたいということです。あと提出については、原稿用紙なりメールでも構いませんので、提出することは全然問題ないです。ただ、あとレイア

ウトについて、1問1段1ページ、または1ページに2問入れるといったパターンがございますよね。そのときのパターンについては11字31行6段という一つの例ですが、そういうものもあります。その中で、問い及び答え、アンサー。問い、町長または教育長という回答の回答者があるんですが、必ず問いの次には町長というふうの一つずつ分けて書いていただきたいということでございます。これについては、広報分科会では、大変苦勞して整理をされているようでございますので、問いと答えはセットということで、一つずつお願いをいたします。

あと4番目の写真ですが、必ず写真と写真のキャプションをお願いしますと依頼文には記入されておりますので、必ずこの辺、本来の提出日に原稿と一緒に写真とその写真のキャプションをつけて、ぜひ守っていただいて提出していただきたいということでございます。

この3点がお願いをする部分でございますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

何かございますでしょうか。（「はい」の声あり）

もう一つごめん、追加連絡。

一応、皆さんもうベテランですので、再認識、もうくどいなと思われかもしれませんが、通信ボックスにこの議会だよりの原稿のもう一度再認識ということで書類のほう入れさせていただきますので、御一読いただければありがたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木宏通君） よろしく対応のほどお願いします。平吹議員。

○2番（平吹俊雄君） 聞きたいことあるんだけど、1つの議案の中で関連して聞く場合、2つ3つ聞く場合もあるんですね、その場合は答えとして私の場合は、その都度、その問いの分だけ書いてあるんだけど、それと、例えば質問が同じ課題の中で3つあった場合は、1つずつ答え、問い、答え、問い、答えと書くのか。関連するものなんだけど。

○広報広聴常任委員長（村松秀雄君） 例えば、平吹議員の話分かります。一問一答ですから、同じ項目について、ちょっと言葉を変えたりして再質問なり再々質問なり、3回も4回も同じこと聞くときありますよね、そういうことですよね、同じことを聞くって。

○2番（平吹俊雄君） そうじゃなくて、再質問じゃなくて、最初の質問で関連している質問が例えば場所とか時期とか、そういう関連したものが2つ3つあったりすると思うのね。その場合はいついつ答え、それから誰が答えになるわけですか。

○広報広聴常任委員長（村松秀雄君） 一応、まとめて関連する部分、問いとしての完成形をつくっていただく、もしくは1個1個でやるのであれば1つ目の（「まとめてもいいんですか」

の声あり) いや、まとめじゃなくて、まとめでもいいですよ、ただそれが問い1に対して答え1という形であればいいんですよ。それが問いが長くても、答えが長くてもそれは仕方ない、同じことは内容言っているんですけどもね。ただ、同じ中で1つ目の①の質問、②の質問、③の質問でそのままバーッと問いだけを書いていただくのではなくて、①の質問と⑤の質問が似てるなと思ったら、①と⑤を1つの問いと集約して答えも①と⑤の答えを集約していただくと。

○2番(平吹俊雄君) そうすると、問い、答え、問い、答えでいいんですか。

○広報広聴常任委員長(村松秀雄君) はい、そうです。そういう形でお願いをしたいということです。

○議長(鈴木宏通君) よろしですか。あとほかにはないですか。(「はい」の声あり)
暫時休憩をいたします。

休憩をして、議員積立について皆様に事務局より連絡事項がございます。

午後3時12分 休憩

午後3時14分 再開

○議長(鈴木宏通君) 再開をしますが、終了後、ちょっと私のほうから皆様に御提案がありますので、しばらく終了後も残ってくださいね。

では、ないようでしたら、これをもちまして全員協議会を終了いたします。よろしいですか。
(「はい」の声あり)

では、副議長より挨拶をいたします。

○副議長(村松秀雄君) お疲れさまでした。

全て終わりましたので、よろしくお取り計らいをお願いします。

まだあと帰らないでください、よろしくです。

これで終わります。ありがとうございました。

午後3時15分 閉会

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年5月29日

美里町議会議長